



Kumamoto City

News Release

令和8年（2026年）6月29日

【県内初】宿泊税が始まります

本市では、観光資源の整備や受け入れ環境の向上など、より魅力ある観光都市にしていくための安定的な財源を確保するために、宿泊税を導入します。

令和8年7月1日より、課税開始となりますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、宿泊税の新設は県内で初めてです。

1 課税開始日

令和8年（2026年）7月1日

2 税額

宿泊者1人1泊につき200円

3 対象者

市内の宿泊施設に宿泊する方

4 税金の納め方

宿泊時に、宿泊施設へお支払いいただきます。宿泊施設が、受け取った税金を市に納めます。

【お問い合わせ先】

財政局 税務部 税制課

電話：096-328-2174

課長：村田絢也（むらたじゅんや）